

意匠制度

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9 新の 規 性 基 判 断 準	10 存続期間		11 異議申立		12 無効審判		13 国 際 分 類	14 登 録 表 示	15 広 域 制 度	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 人 の 格	現 地 代 理 人 性	審 査 制 度		起 算 日	期 間 年 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間				
ア ジ ア	AE	アラブ首長国連邦	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	60日	○	×	×	-		
	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・国内刊行物	出願	5延5ずつ2回	×		●(備)	-	-	-	(備)高等裁判所に提訴する。	
	BH	バーレーン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	(備1)		●(備2)	-	○	-	(備1)情報提供が行える。 (備2)利害関係人は行政機関に申立てることができる。	
	BN	ブルネイ	×	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×		●	○	×	-		
	BT	ブータン	○	△	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・国内刊行物	出願	5延5ずつ2回	-		○	○	-	-		
	CN	中国	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	×		○	○	×	-		
	HK	香港	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		○	○	×	-		
	ID	インドネシア	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	3月	○	-	×	-		
	IL	イスラエル	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用	出願	5延5ずつ2回	公開	3月	○	○	×	-		
	IN	インド	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	×		○	○	○	-		
	IQ	イラク	○	△	×	×	○(備1)	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10	×		○	×	×	-	(備1)連合暫定施政当局(CPA)指令第81号 (備2)イラク独自の意匠分類(20類)	
	IR	イラン	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×		●	-	×	-		
	JO	ヨルダン	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15	公開	90日	○	○	○	-		
	JP	日本	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	20	×		○	×	×	-		
	KH	カンボジア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×		●	○	-	-		
	KR	韓国 (実体審査有/無制度併存)	○	○	G	○	○	◎	要	○ ×	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	20	×	登録 3月	●(備)	○	×	-	(備)利害関係人又は審査官のみが請求できる。	
	KW	クウェート	○	○	×	×	○	◎	-	×	国内公知公用(出願前20年間)	出願	10延5	×		×	-	×	-		
	LA	ラオス	○	×	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15	×		○	○	×	-		
	LB	レバノン	○	△	×	×	○	○	要(備)	×	国内公知公用	出願	5-25(最長25年)	×		-	-	×	-	(備)レバノン又はシリアの代理人を選定できる。	
	LK	スリランカ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開	2月	○	-	-	-		
	MM	ミャンマー	×	○	×	×	×				調査時点においては意匠法は未制定			左記参照			-				
	MN	モンゴル	○	○	H、G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10	公開	3月	○	○	-	-		
	MO	マカオ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		●	-	×	-		
	MV	モルディブ	×	○	×	×	×				調査時点においては意匠法は未制定			左記参照			-				
	MY	マレーシア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		●	○	×	-		
	NP	ネパール	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5延5ずつ2回	公報	35日	○	-	-	-		
	OM	オマーン	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5ずつ2回	-		●	-	-	-		
	PH	フィリピン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×		○	○	×	-	(備)登録表示は義務ではないが、表示しなかった場合には、損害賠償 係争時に不利益な扱いを受けることがある。	
PK	パキスタン	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延10ずつ2回	×		●	-	-	-			
QA	カタール	○	○	×	×	○	◎	要	-	-	-	5延5ずつ2回	-		-	-	-	-			
SA	サウジアラビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	×		●	○	×	-			
SG	シンガポール	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×		○	○	×	-			
SY	シリア	○	△	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×		●	-	×	-			
TH	タイ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	90日	●	○	×	-			
TW	台湾	×	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	12	×		○	○	○	-			
VN	ベトナム	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	(備1)		●(備2)	○	×	-	(備1)公告日から登録までの間、意見書を提出できる。 (備2)権利有効期間中	
YE	イエメン	○	△	×	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5延5ずつ2回	×		●	○	×	-			

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11		12		13	14	15	備考	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 の 地 代 理 要 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	内 外 国 公 知 公 用 ・ 内 外 国 刊 行 物	存 続 期 間		異 議 申 立		無 効 審 判		国 際 分 類	登 録 表 示		広 域 制 度
			起 算 日	期 間 ～ 年 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間														
AG	アンティグア・バーブーダ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	-	●	○	-	-				
AR	アルゼンチン	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	登録	5年	○	×	-				
BB	バルバドス	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	-	×	-					
BO	ボリビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	30日	登録	5年	○	×	-			
BR	ブラジル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5ずつ3回	×	登録	5年	○	×	-				
BS	バハマ	○	△	×	×	○	◎	-	-	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	-	×	-					
BZ	ベリーズ	○	○	H	×	○	◎	要	×(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	-	-	(備)方式、意匠性を審査する。				
CA	カナダ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10	×	●	×	×(備)	×	-	(備)50区分の独自の分類を使用している。			
CL	チリ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	45日	●	○	○	-				
CO	コロンビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	30日	○	○	×	-				
CR	コスタリカ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10	公開(備)	1月	○	-	×	-	(備)最初の公告(公開)			
CU	キューバ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5	-	○	○	○	-					
DO	ドミニカ共和国	○	○	×	×	○(備)	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	○	○	×	-	(備)ただし調査時点において、意匠法は未施行。				
DM	ドミニカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	-	-					
EC	エクアドル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	30日	○	○	×	-				
GD	グレナダ	○	○	×	×	○	意匠法の条文等の情報が得られず、内容未確認					左記参照					-					
GT	グアテマラ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	×	○	○	×	-	(備)情報提供制度(公告から3月間)あり。				
GY	ガイアナ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・国内刊行物	登録	5延5ずつ2回	×	○	○	○	-					
HN	ホンジュラス	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用	出願	5延5ずつ2回	公開	90日	○	○	×	-				
HT	ハイチ	○	○	×	×	○	◎	-	×	-	出願	5延5ずつ2回	×	○	-	×	-					
JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	◎	-	○	国内公知公用	登録	15	×	○	×	○	-	(備)16区分の独自の分類を使用している。				
KN	セントクリストファー・ネイビス	○	○	×	×	○	意匠法の条文等の情報が得られず、内容未確認					左記参照					-					
LC	セントルシア	○	○	×	×	○	◎	要	×(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	-	-	(備)意匠成立性、不登録事由は審査される。				
MX	メキシコ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15	×	○	○	○	-					
NI	ニカラグア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	×	-	(備)情報提供制度あり。				
PA	パナマ	○	○	×	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	公開	2月(備)	●	○	×	-	(備)異議申立は裁判所に提訴する。			
PE	ペルー	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	30日	○	○	×	-				
PY	パラグアイ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開	60日	登録(備)	2年	○	×	-			
SR	スリナム	○	○	L, H	×	×	調査時点においては意匠法は未制定					左記参照					-					
SV	エルサルバドル	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5	-	○	-	×	-					
TT	トリニダード・トバゴ	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	○	○	×	-					
US	米国	○	○	G	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	15	×	×	○	○	-					
UY	ウルグアイ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	公開(備)	20日	○	○	×	-	(備)最後の公告(公開)			
VC	セントビンセント	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5	×	●	○	×	-	(備)意匠法は制定作業中。英国登録意匠の効力が自動的に及ぶ。				
VE	ベネズエラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	30日	○	○	×	-				

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11		12		13	14	15	備考						
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 顧 人 の 格	現 の 地 代 理 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	起 算 日	期 一 年 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	国 際 分 類	登 録 表 示	広 域 制 度							
			調査時点においては意匠法は未制定										左記参照														
AD	アンドラ	○	△	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定										左記参照										-
AL	アルバニア	○	○	H, G	×	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	公開	3月	●	○	-	-	-								
AM	アルメニア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		○	○	×	-									
AT	オーストリア	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		○	○	×	EUIPO									
AZ	アゼルバイジャン	○	△	G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10	公開/公報	6月	○	○	×	-									
BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	△	G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	公報	3月	○	○	-	-									
BE	ベルギー	○	○	H	○	○(備)	◎	-	×	欧州域内知公用・欧州域内刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		●	○	×	EUIPO	(備)ベネルクス統一意匠法								
BG	ブルガリア	○	○	H, G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10 延5 ずつ3回	公開	2月	○	○	×	EUIPO									
BY	ベラルーシ	○	△	×	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	×		●(備)	○	×	-	(備)権利有効期間中								
CH	スイス	○	○	H, G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		○	○	×	-									
CY	キプロス	○	○	×	×	○	◎(備)	要	×	共同体内知公用・共同体内刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		○	○	-	EUIPO	(備)キプロス及びECメンバー国内に居住を有する自然人及びそこで活動する法人のみが対象。								
CZ	チェコ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		○	○	×	EUIPO									
DE	ドイツ	○	○	ALL	○	○	◎	要	×	欧州域内知公用・欧州域内刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		○	○	×	EUIPO									
DK	デンマーク	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		●	○	×	EUIPO									
EE	エストニア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		○	○	×	EUIPO									
ES	スペイン	○	○	L, G	○	○	◎	-	×	内外国知公用・内外国刊行物	登録	5 延5 ずつ4回	公報	2月	○	○	×	EUIPO									
FI	フィンランド	○	○	H	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ2回	公開	2月	○	-	×	EUIPO									
FR	フランス	○	○	ALL	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		●	○	×	EUIPO									
GB	英国	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		○	○	○	EUIPO									
GE	グルジア	○	○	H, G	×	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	公報	3月	●	-	-	-									
GR	ギリシャ	○	○	H	○	○	◎	要	×	欧州域内知公用・欧州域内刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	-		○	○	-	EUIPO									
HR	クロアチア	○	○	H, G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		○	○	-	(備)	(備)EU加盟候補国								
HU	ハンガリー	○	○	H, G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×	(備)	○	○	×	EUIPO	(備)異議申立制度はないが、何人も公開に対して情報提供を行える。								
IE	アイルランド	○	○	×	○	○	◎	要	○	欧州域内知公用・欧州域内刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		○	○	○	EUIPO									
IS	アイスランド	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		○	○	×	-									
IT	イタリア	○	○	H	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		●	○	×	EUIPO									
KG	キルギス	○	○	H, G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	登録	(備)	-	○	×	-	(備)権利有効期間中								
KZ	カザフスタン	○	△	×	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	登録	(備)	○	○	-	-	(備)権利有効期間中								
LI	リヒテンシュタイン	○	○	ALL	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		○	-	×	-									
LT	リトアニア	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	公報	3月	○	○	×	EUIPO									
LU	ルクセンブルグ	○	○	H	×	○(備)	◎	要	×	ベネルクス領域内知公用	出願	5 延5 ずつ4回	-		○	-	×	EUIPO	(備)ベネルクス統一意匠法								
LV	ラトビア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	登録	5 延5 ずつ4回	公報	3月	●	○	×	EUIPO									
MC	モナコ	○	×	H, G	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10 延10 ずつ4回	×		●	○	×	-									
MD	モルドバ	○	○	H, G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	公開	3月	●	○	×	-									
ME	モンテネグロ	○	×	H	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	25	×		○	○	×	-									
MK	マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	○	○	H, G	○	○	◎	要	○	内国知公用・内国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	公報	90日	○	○	×	(備)	(備)EU加盟候補国								
MT	マルタ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	×		○	○	○	EUIPO									
NL	オランダ	○	○	H, L	○	○(備)	◎	要	×	ベネルクス領域内知公用	出願	5 延5 ずつ4回	-		○	○	×	EUIPO	(備)ベネルクス統一意匠法								
NO	ノルウェー	○	○	G	○	○	◎	要	○	欧州域内知公用・欧州域内刊行物	出願	5 延5 ずつ4回	(備)		○	○	×	-	(備)権利有効期間中。								

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11		12		13	14	15	備考	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 の 地 代 理 要 理 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	内外国知公用・内外国刊行物	存続期間		異議申立		無効審判		国 際 分 類	登 録 表 示		広 域 制 度
			起 算 日	期 一 年 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間														
ヨ ー ロ ッ パ	PL	ポーランド	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	公報	6月	○	○	×	EUIPO			
	PT	ポルトガル	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	公開	2月	●	○	×	EUIPO			
	RO	ルーマニア	○	○	H, G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10延5ずつ3回	公開	2月	○	○	×	EUIPO			
	RS	セルビア	○	△	H, G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	25		×	○	○	×	-			
	RU	ロシア	○	○ (備)	×	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	15延10		×	○	○	×	-	(備)2012.8.22に効力発生		
	SE	スウェーデン	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	公報	2月	○	○	×	EUIPO			
	SI	スロベニア	○	○	H, G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回		×	○	○	×	EUIPO			
	SK	スロバキア	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回		-	○	○	×	EUIPO			
	SM	サンマリノ	○	×	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回		×	○	○	×	-			
	TJ	タジキスタン	○	○ (備)	×	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10延5		-	○	○	×	-	(備)2013.3.2に効力発生		
	TM	トルクメニスタン	○	×	×	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	15		×	○	○	-	-			
	TR	トルコ	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	公報	6月	●(備1)	○	×	(備2)	(備1)意匠登録の存続期間中及び消滅後5年以内。 (備2)EU加盟候補国		
	UA	ウクライナ	○	○	H, G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10延5		×	●	○	×	-			
UZ	ウズベキスタン	○	△	×	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10延5		×	○	○	-	-				
VA	バチカン	○	△	×	×					イタリア意匠法は適用されないが、バチカン法廷はイタリア法を適用する裁量権を有する								-	左記参照			
ア フリ カ	AO	アンゴラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		×	●	-	×	-			
	BF	ブルキナファソ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		-	●	○	×	OAPI			
	BI	ブルンジ	○	○	×	×	○	◎	要	×	-	出願	(備)		-	○	-	-	-	(備)1・3・5年又は期間無制限から選択可。 1・3・5年を選択した場合は延長も可。		
	BJ	ベナン	○	○	L, H	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		-	●	○	×	OAPI			
	BW	ボツワナ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		×	●	○	×	ARIPO			
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5		-	●	○	×				
	CF	中央アフリカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用	出願	5延5ずつ2回		-	●	○	×	OAPI			
	CG	コンゴ共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		-	●	○	×	OAPI			
	CI	コートジボアール	○	○	L, H	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		-	●	○	×	OAPI			
	CM	カメルーン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		-	●	○	×	OAPI			
	DJ	ジブチ	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		-	●	○	-				
	DZ	アルジェリア	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10		×	×	○	×				
	EG	エジプト	○	○	L, G	×	○	◎	-	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10延5	公開	60日	○	○	×				
	ET	エチオピア	×	△	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		×	●	○	×				
	GA	ガボン	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		-	●	○	×	OAPI			
	GH	ガーナ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公報	-	●	○	-	ARIPO			
GM	ガンビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		×	●	-	-	ARIPO				
GN	ギニア	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		-	●	○	×	OAPI				
GQ	赤道ギニア	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		×	●	○	×	OAPI				
GW	ギニアビサウ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回		×	●	○	×	OAPI				
KE	ケニア	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公報	60日	●	○	×	ARIPO				

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11		12		13	14	15	備考		
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 の 地 代 理 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	出願 日	期 間 ～ 年 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	際 分 類		録 表 示	域 制 度
			存続期間		異議申立		無効審判																
ア フリ カ	KM	コモロ	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI(備)	(備) 2013.5.25に効力が発生。				
	LR	リベリア	○	△	×	×	×	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	-	ARIPO					
	LS	セント	○	○	×	×	×	◎	要	×	国内知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	-	-	ARIPO					
	LY	リビア	○	△	×	×	○	◎	-	×	国内知公用	出願	5延5ずつ2回	-	○	-	×						
	MA	モロッコ	○	○	L, H	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	×						
	MG	マダガスカル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	-						
	ML	マリ	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI					
	MR	モーリタニア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI					
	MU	モーリシャス	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	-	×						
	MW	マラウイ	○	○	×	○	○	◎	要	×	国内知公用・国内刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	○	○	×	ARIPO					
	MZ	モザンビーク	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ最大25年	公開	60日	●	-	-	ARIPO				
	NA	ナミビア	○	○	G	×	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	○	ARIPO					
	NE	ニジェール	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI					
	NG	ナイジェリア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	○	-	×						
	RW	ルワンダ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	×	ARIPO					
	SC	セーシェル	○	△	×	×	×	英国で取得された意匠権が効力を有する					左記参照										
	SD	スーダン	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	○	-	×	ARIPO					
	SL	シエラレオネ	○	○	G	×	×	英国で取得された意匠権が効力を有する					左記参照					ARIPO					
	SN	セネガル	○	○	L, H	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI					
	ST	サントメ・プリンシペ	○	△	G	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公報	3月	●	×	×					
SZ	スワジランド	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	○	-	×	ARIPO						
TD	チャド	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI						
TG	トーゴ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI						
TN	チュニジア	○	○	L	×	○	◎	要	×	-	出願	(備)	×	●	-	×		(備) 5・10・15年より選択。5・10年を選択した場合は、最長15年まで更新可。					
TZ	タンザニア (旧タンガニーカ)	○	○	×	×	×	英国意匠法を適用・英国で取得した意匠権が効力を有する					左記参照					ARIPO						
	(旧ザンジバル)	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	×							
UG	ウガンダ	○	○	×	×	×	英国意匠法を適用・英国で取得した意匠権が効力を有する					左記参照					ARIPO						
ZA	南アフリカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	(備1)	10又は15(備2)	×	○	○	×		(備1)登録日又は公表日の何れか早い方。 (備2)美的意匠は15年、機能的意匠は10年。					
ZM	ザンビア	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内知公用	登録	5延5ずつ2回	×	○	-	×	ARIPO						
ZW	ジンバブエ	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内知公用・内外国刊行物	出願	10延5	公開	2月	○	×	(備)	×	ARIPO	(備)意匠分類はない。			
オ セ ア ニ ア	AU	オーストラリア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内知公用・内外国刊行物	出願	5延5	-	○	○	○	-					
	FJ	フィジー	×	○	×	×	×	英国で取得された意匠権が効力を有する					左記参照					-					
	NZ	ニュージーランド	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内知公用・国内刊行物	登録	5延5ずつ2回	×	○	○	×	-					
	PG	バブアニューギニア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	-					
	SB	ソロモン	×	○	×	×	○	意匠法の条文等の情報が得られず、内容未確認					左記参照					-					
	TO	トンガ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	-	×	-					

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11		12		13	14	15	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 の 地 必 要 理 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	存続期間		異議申立		無効審判		国 際 分 類	登 録 表 示	広 域 制 度	
												起 算 日	期 （ 年 間）	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間				
国際 機関	AP	アフリカ広域的財産機関(ARIPO)	×	×	×	×	○	◎	要	×	(備1)	出願	10	(備)	●	○	(備)			(備)各指定国の国内法に任されている。	
	EM	欧州連合知的財産庁(EUIPO)	×	×	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×	●(備)	○	×			(備)無効は共同体意匠裁判所に提訴することもできる。	
	OA	アフリカ知的財産機関(OAPI)	×	×	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×	●	○	×				

(資料)特許庁「平成27年度各国産業財産権制度情報整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考)

- パリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
  - WTO協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを、「△」はオブザーバー加盟であることを示す。
  - 意匠の国際寄託に関するヘーグ協定の項中、「L」は“London Act”、「H」は“Hague Act”、「G」は“Geneva Act”及び「ALL」はこれらの3つのアクトに加入していることを示す。
  - 意匠の国際分類を確立するためのロカルノ協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを示す。
  - 意匠法の項中、「○」は意匠法を有することを、「×」は意匠法を有していないことを示す。
  - 出願人の資格の項中、「◎」は創作者又は承継人が出願できることを、「○」は創作者又はその相続人のみが出願できることを示す。
  - 現地代理人の必要性の項中、「要」は現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とすることを示す。
  - 審査制度の項中、「○」は実体審査を行うことを、「×」は実体審査を行わないことを示す。
  - 新規性判断の基準の項は、当該国における判断の基準が「内外国公知公用・内外国刊行物」、「国内公知公用・内外国刊行物」、「国内公知公用・国内刊行物」の何れであるかを示す。
  - 存続期間における起算日」は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日、「登録」は登録日、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。また期間の項は権利の存続期間(年単位)を示し、「延」は「延長制度を有する場合」を示す。
  - 異議申立の項中、「×」は異議申立制度がないことを示す。また、異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は意匠登録日、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
  - 無効審判の項中、「○(●)」は「特許庁(裁判所)」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。また、無効審判における起算日は、無効審判を請求できる期間の起算日を示し、「登録」は意匠登録日、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
  - 国際分類の項中、「○」はロカルノ協定に基づく国際分類を採用している場合を、「×」は国際分類を採用していない場合を示す。
  - 登録表示の項中、「○」は登録表示が義務とされていることを、「×」は登録表示が義務でないことを示す。
  - EUIPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
  - ARIPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
  - OAPIの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
- 上記表中、タンザニアは旧タンガニーカ及び旧サンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においてはそれぞれの法律により行われている。  
上記表の全ての項に共通して、「-」は不明なことを示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただくと幸いです。 なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問合せ先: 国際協力課